

障害者に関する自動車税 **種別割** **環境性能割** の減免等のしおり

障害のある方本人またはご家族等が所有する自動車で一定の要件を満たす場合、申請により、自動車税（種別割・環境性能割）を減免する制度を設けています。

1 減免の対象となる障害者の範囲

(1) 身体障害者の範囲

身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下表による障害の程度の範囲に該当する者。

複数の障害があり、いずれの障害も下表で減免対象とならない場合でも、障害の合計指数による認定等級が1級の場合は減免対象となります。

障害	級別	該当する障害の程度					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害						×	×
聴覚障害		/			×	/	×
平衡機能障害		/	/		/	×	/
音声機能障害		/	/		×	/	/
上肢不自由				×	×	×	×
下肢不自由							
体幹不自由					/		/
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢			×	×	×	×
	移動						
心臓機能障害		/		×	/	/	
じん臓機能障害		/		×	/	/	
呼吸器機能障害		/		×	/	/	
ぼうこう又は直腸の機能障害		/		×	/	/	
小腸の機能障害		/		×	/	/	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				×	/	/	
肝臓機能の障害				×	/	/	

(注) は該当するもの、 は備考参照、×は該当しないもの、/は該当級がないもの。

(2) 知的障害者の範囲

知的障害者で療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度がAであるもの。

	該当する障害の程度			
療育手帳	A 1	A 2	B 1	B 2
対象範囲			×	×

(3) 精神障害者の範囲

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有するものであって、かつ精神通院医療に係る「自立支援医療受給者証」の交付を受けているもの。

(4) 戦傷病者の範囲

戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、下表による障害の程度の範囲に該当するもの。
障害が複数にわたる場合は、障害ごとの等級で判断します。

障害の区分	該当する障害の程度
視 覚	特別項症から第4項症までの各項症
聴 覚	
平 衡	
音 声	特別項症から第2項症までの各項症
上 肢	特別項症から第3項症までの各項症
下 肢	特別項症から第6項症までの各項症 及び第1款症から第3款症までの各款症
体 幹	
心 臓	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓	
呼吸器	
ぼうこう又は直腸	
小腸	

2 減免が受けられる自動車の範囲

	所有者	運転者	使用目的
障害者手帳による減免	本人	本人	特に問わない
		生計を一にする者	身体障害者等のために使用するもの (通院、通学、通所、生業等も含め、日常生活および社会参加における移動など)
	生計を一にする者	本人	
		生計を一にする者	
本人及び生計を一にする者 (身体障害者のみで構成される世帯に限る)	常時介護者		

3 減免申請書の提出期限

種別割

- ・ 4月1日前から自動車を所有している場合は、納期限まで。
- ・ 4月1日後に名義変更で取得した場合は、納期限翌日から翌年度の納期限まで。
減免対象年度は翌年度分
- ・ 4月1日後に新規取得（新車新規及び中古新規自動車）した場合は、登録の日。

環境性能割

- ・ 登録（取得）の日

4 減免額

当該自動車に係る自動車税（種別割・環境性能割）の全額を減免します。

* その他注意事項

- ・ 減免される自動車は、軽自動車を含め身体障害者一人について一台です。
- ・ 手帳等による減免については、事業用の自動車は該当しません。
- ・ 種別割の減免申請は本来、毎年度必要ですが、すでに減免を受けている自動車を引き続き同じ目的で使用し初回の申請事項に変更がない場合は、継続して減免を受けることができます（精神障害者保健福祉手帳による減免対象者を除く。）。
- ・ すでに減免をうけている車を乗り換えられる場合（抹消又は名義変更）には、新たな車について減免申請を行う必要があります。申請を行わないと減免は継続しません。
詳しい事については事前に自動車税事務所等までお問い合わせください。

5 障害者に係るその他の減免

障害者手帳による減免を受けられない方でも、身体障害者等が利用するために、車いす昇降装置、車いす固定装置又は浴そう等の特別な装置を装備した **身体障害者用車両** について、減免制度を利用できる場合があります。

手続きに必要な書類や申請期限が異なりますので、詳しいことは事前に自動車税事務所、宮古又は八重山事務所県税課までお問い合わせください。

自動車税（種別割・環境性能割）減免申請の必要書類

身体障害者等（減免等級に該当する者をいう。）のために使用する自動車に係る自動車税（種別割・環境性能割）の減免申請を行う場合は、次の書類等を提出して下さい。

運 転 者	自 動 車 の 要 件	提 出 書 類 等
<p>本人が運転する場合</p> <p>「本人運転」かつ 「本人所有」</p>	<p>身体障害者等が取得し、又は所有する自動車を当該身体障害者自身が運転する場合は、右の1～5の書類等が必要です。</p> <p>療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を保有の場合は、本人運転の申請はできません。</p>	<p>1 自動車税種別割減免申請書（その2）及び自動車税環境性能割減免申請書（その2）</p> <p>2 身体障害者手帳、戦傷病者手帳 又は療育手帳の原本とコピー（裏表）</p> <p>3 運転者の自動車運転免許証のコピー（裏表）</p> <p>4 自動車検査証のコピー（減免車両の入替の場合は、現に減免を受けている自動車の【抹消】又は【移転後】の検査証のコピーも必要）</p> <p>5 印鑑（認印でもよい）</p>
<p>生計同一者が運転する場合</p> <p>「生計同一者運転」かつ 「本人所有または生計同一者所有」</p>	<p>身体障害者等が取得し、又は所有する自動車（当該身体障害者等と生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を含む。）を当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転する場合は、提出書類1～5の書類等に加え、右の証明書が必要となります。</p>	<p>6 生計同一証明書</p> <p>市福祉事務所・各町村担当福祉課・所轄の県保健所（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみ。）が発行します。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳で減免申請をする方で、那覇市の方は那覇市の障がい福祉課で生計同一証明書を発行します。</p>
<p>本人が運転する場合</p> <p>「本人運転」かつ 「生計同一者所有」</p>	<p>当該身体障害者等と生計を一にする者が取得し、又は所有する自動車を当該身体障害者自身が運転する場合は、提出書類1～5の書類等に加え、右の証明書が必要となります。</p>	
<p>常時介護者が運転する場合</p> <p>「常時介護者運転」かつ 「本人所有」</p>	<p>身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に限る。）が取得し、又は所有する自動車を当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転する場合は、提出書類1～5の書類等に加え、右7～8の証明書が必要となります。</p>	<p>7 常時介護証明書</p> <p>市福祉事務所・各町村担当福祉課・所轄の県福祉保健所（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみ。）が発行します。</p> <p>精神障害者保健福祉手帳で減免申請をする方で、那覇市の方は那覇市の障がい福祉課で常時介護証明書を発行します。</p> <p>8 住民票謄本（世帯全員の身体障害者手帳等のコピーをあわせて添付する）</p>

申請書類等について、下記へお問い合わせください。

〒 9 0 1 - 2 1 3 4

浦添市字港川500番地の10

沖縄県自動車税事務所・課税班

TEL 098-879-1627

FAX 098-879-1630

〒 9 0 6 - 0 0 1 2

宮古島市平良字西里1125番地

沖縄県宮古事務所・県税課

TEL 0980-72-2553

FAX 0980-73-4115

〒 9 0 7 - 0 0 0 2

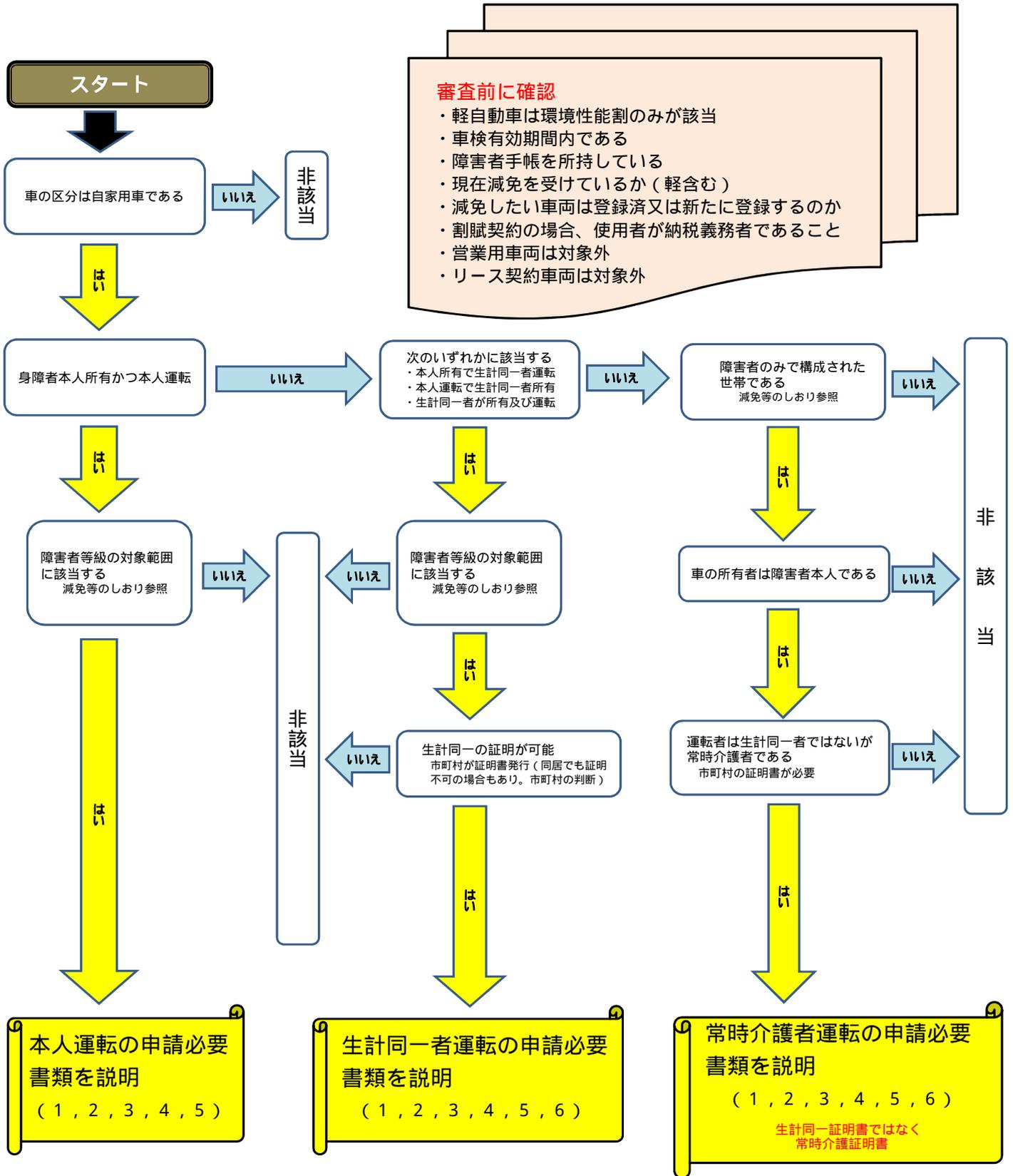
石垣市字真栄里438番地の1

沖縄県八重山事務所・県税課

TEL 0980-82-3045

FAX 0980-82-2044

身体障害者等減免申請対応フローチャート



2 申請書の提出先等

区 分		申請書の提出先	申請書の提出期限	減免対象税(全額)
自動車 を 新規 取得 した 場合	新規 登録	自動車税事務所	登録の日	・自動車税種別割 (申告の翌月から月割で算出した額) ・自動車税環境性能割
	変更 登録			・自動車税環境性能割 ・自動車税種別割(翌年度)
	新規 登録	自動車税事務所	翌年度の納期限日まで	・自動車税種別割(翌年度)
自動車 を 所有 して いる 場合	4月1日(午前0時)前より所有している	・自動車税事務所 ・各県税事務所	4月1日～納期限内で申請した場合	・自動車税種別割(現年度)
	4月1日(午前0時)後に所有		納期限を過ぎた場合翌年度の納期限日まで 翌年度の納期限日まで	・自動車税種別割(翌年度)